

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和6年4月16日開催 日本証券業協会]

1. 顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（中間報告）

- 4月3日に、「顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（中間報告）」を公表した。
- 2023事務年度は、外貨建一時払保険、仕組預金、仕組債、外貨建債券といった幅広いリスク性金融商品の販売状況を着眼点として、検証・対話を実施しているが、この中間報告では、外貨建一時払保険と仕組預金の検証結果を取り上げている。
- 外貨建一時払保険における態勢面の課題については、詳細は省略するが、同保険は長期運用前提で組成されているにもかかわらず、4年間で6割の解約等が発生している他、解約等に伴い発生する費用が利幅を低下させている状況が窺える。
特に、ターゲット型保険のほとんどが、目標値に到達すると解約され、同時に同一商品を同一顧客に販売する乗換販売（顧客にとっては、販売手数料等を二重支払い）が多数発生している。販売会社（銀行等）と組成会社（保険会社）との間で連携を強化し、目標値到達前に目標値の変更（引き上げ）も含めて顧客意向を確認するなど、商品販売後も丁寧にフォローアップしていただきたい。
- 経営陣におかれては、中間報告を確認頂き、リーダーシップを発揮して、顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みについて改善を進めて頂きたい。
（注）最終報告は、6月末日途に公表予定。

2. Japan Fintech Week 開催報告

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、3月4日～8日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2024」を初開催した。
- 自治体や業界団体、大使館等と連携し、40を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外を含め多くの方が Japan

Fintech Week 2024 に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。

- また、中核イベントとして開催した FIN/SUM 2024 も、Japan Fintech Week 2024 との同時開催の効果もあって、過去最大規模の参加者数になった。国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーの連携強化の機会となったのではないかと思います。
- 皆様には FIN/SUM 2024 をはじめとして、多くのイベントへの参加やご支援をいただいたと伺っている。初開催にもかかわらず「Japan Fintech Week 2024」を充実したものとすることができ、ご協力に感謝申し上げます。
- 2025 年も、3 月 3 日（月）～7 日（金）をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を、うち 4 日（火）～7 日（金）に「FIN/SUM 2025」を開催予定。
- 皆様のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に資するようなイベントに育てていければと思っており、2024 年以上に連携を強化させて頂ければ幸い。

3. 基幹インフラ制度の運用開始

- 5 月 17 日、経済安全保障推進法における「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）」の運用開始を予定しており、それに向けて、3 月 15 日、金融分野における Q&A※の更新版を公表した。
 - ※ 正式名称は「金融分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」。2023 昨年 11 月に第 1 弾を公表。
 - ※ 内閣府から作成を求められた質問のほか、事前相談において、対象金融機関から多く寄せられた質問に対する考え方を示したものであり、例えば、届出対象となる特定重要設備の導入に該当する事例（システム統合やプログラムの言語変更等）や、重要維持管理等の委託において届出不要となる事例（本番環境へのアクセス権限なし）を掲載。
- 金融庁においては、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置し、事前相談を受け付けている。届出対象となる「特定重要設備の導入」や「重要維持管理等の委託」に該当するかどうかの判断に迷われる場合等、制度の解釈や運用に疑問が生じた

場合は、前広にご相談いただくようお願いしたい。

- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。

4. マネロン等対策に係る態勢整備結果の報告及び実態調査

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」については、2021 年 4 月の要請から 3 年が経過し、2024 年 3 月末に対応期限を迎えたところ。
- こうした 3 年間の態勢整備状況については、「対応結果の報告」として、4 月末を期限に報告を求めているところであり、マネロンガイドライン、同 FAQ 等に基づき、経営陣のリーダーシップの下でしっかりと自己点検を行った上で、忠実かつ詳細に報告いただきたい。
- また、本報告とは別に、マネロン等リスクの把握のため、各金融機関の取引データ等の報告を業法に基づき、年次でお願いしているところであり、2024 年も、3 月 28 日付で報告様式を送付したので、5 月末までの提出をお願いしたい。金融庁としては、報告されたデータ等を集計・分析し、各金融機関等のマネロン等リスクに応じた検査・モニタリングを実施してまいりたい。

5. Japan Weeks 及び資産運用フォーラムについて

- 政府として推進する国際金融センターや資産運用立国の実現に向けた取り組みの一環として、2023 年秋に初めて「Japan Weeks」を開催し、海外の投資家や資産運用会社等が参加する様々なイベントが開かれた。
- 引き続き、海外投資家等とのコミュニケーションを強化するため、2024 年秋に、2 回目となる「Japan Weeks」を開催する。9 月 30 日から 10 月 4 日の 5 日間をコアウィークとし、前後の週を含め、様々なイベントが開催される予定。
- また、この期間中の 10 月 3 日に、「資産運用フォーラム」を立ち上げ、関連するイベントを開催する。このイベントでは、2023 年末に取りまとめた「資産運用立国実現プラン」の各施策に加え、新興運用業者やサステナブ

ルファイナンスなどについて意見交換を予定。

- 今後、特設サイトも開設予定のところ、皆様におかれては、既に申し上げた資産運用フォーラムへの参加も含め、Japan Weeks 中のイベント開催・参加等について、4月中にも、具体的な方法を総合政策課が関係協会と相談させていただきたいと考えているので、ぜひご協力をいただければ幸いです。

6. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育の充実について、国全体として、中立的な立場から、金融経済教育を受ける機会を国民に広く提供するという目的の下、金融経済教育推進機構が、4月5日に設立された。ここに至るまで、日本証券業協会におかれては、大変なご協力を賜り、誠に感謝申し上げます。
- 金融庁及び機構においては、現在、8月の本格稼働を目指し、認知度向上に向けた周知広報、講師派遣の受付開始準備、認定アドバイザーに関する申請の受付開始準備などを進めている。また、今後の業務運営方針等については、4月25日の第1回運営委員会後に、機構より発表されると承知している。
- 同機構を中心に、地域間格差を生まないよう国全体に広く金融経済教育を抜本的に拡充させるとともに、金融トラブルの未然防止及び対応策等も含めた幅広い分野の教育を提供し、国民の金融リテラシー向上に取り組んでいく。とりわけ職域教育の充実を図るためには、会員各社から取引先企業に機構の活動を周知し、繋いでいただくなどのご連携・ご協力をお願いしたいと考えている。従業員向けの金融経済教育の提供は、取引先企業の企業価値向上にも資する取組みであると考えているため、ぜひよろしくお願いしたい。

7. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2024年で9年目を迎える。

- 2023 年は 47 件のご意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集等における特別利益の提供の禁止
 - ・ 日本に拠点を持たない無登録の暗号資産交換業者に対する規制などに関するご意見があった。
- 重要なことは、受け付けたご意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただけると幸い。金融行政モニター制度を日本証券業協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

8. 倫理コード規則の廃止について

- 日本証券業協会において「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の廃止に向けたパブリック・コメントがなされているが、本件について、いくつか申し上げたい。
- 当該規則は、各社が、倫理や行動規範等の維持・向上を目的に、倫理コードを策定し、遵守することを義務付けるものであるが、日本証券業協会からは、あくまでも、策定時から時間も経過し、類似の様々な取組がなされていることも踏まえ、一律的に倫理コードという形式を維持する必要性が乏しくなったことを受けて廃止するものである旨を伺っているところである。
- 当該規則の有無にかかわらず、各社の倫理や行動規範等の維持・向上は、引き続き、重要なテーマであり、くれぐれも、本規則の廃止が、証券業界の倫理や行動規範等の維持・向上の取組みの後退を招いたとの指摘を受けることのないよう、自社としてあるべき倫理や行動規範等の維持・向上に向けて、各社の不断の努力によって主体的に取り組んでいただきたいと考えている。
- なお、監督指針においても、コンプライアンス態勢の整備に関する着眼点として、倫理規程の策定及び役職員への周知徹底があげられており、今後とも、オンオフ一体のモニタリングにおける検証事項であることをご承知おきいただきたい。

9. 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正等について

- 障害者差別解消法に基づき、事業者は障がい者から社会的障壁の除去を求められた場合に、過重な負担にならない範囲で、求めに応じた対応（＝合理的配慮の提供）を行う努力義務が課されていたところ、同法の改正により、この努力義務は、2024年4月1日から義務化された。
- これを踏まえ、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」及び監督指針を改正し、これらについても2024年4月1日から適用が開始されている。
- 本改正を踏まえ日本証券業協会でも、会員向け研修動画の作成等取組を進めていただいていると承知している。5月1日より配信を予定している当該動画では、日本証券業協会からの依頼を受け、金融庁職員が講師として説明を行っている。
- 各社においては、研修動画の内容も参考にいただきつつ、本改正内容も踏まえ、障がい者に対して適切に対応することができるよう、引き続き障がい者の利便向上に向けた取組を進めていただきたい。

10. 監督指針の改正について

- 改正障害者差別解消法の他にも、年度の変わり目に合わせて多数の法令が施行されており、それらを踏まえ、監督指針もいくつか改正・適用されている。
- 各社においては、金融庁ウェブサイトをご確認の上、改正監督指針に則ったご対応をお願いしたい。

※2024年3月29日から4月1日に適用された監督指針改正

- ・デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の見直しに係る改正（3月29日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329/20240329.html>
- ・不良債権証券化エクスポージャーに関する規制裁定行為の防止に係る改正（3月31日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240308-2/20240308.html>
- ・レバレッジ・バッファの導入等に関するレバレッジ比率規制の見直しに伴う改正（3月31日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230608/20230608.html>

- ・大口信用供与等規制（L E X規制）に係る改正（3月31日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230330/20230330.html>

- ・大口信用供与等規制（L E X規制）における特例承認に係る改正（3月31日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20230927/20230927.html>

- ・秩序ある処理等の円滑な実施の確保を図るためのバリュエーション及びテストニングに係る改正（4月1日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240401/20240401.html>

- ・四半期報告書制度の廃止に伴う改正（4月1日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240327/20240327.html>

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に伴う改正（4月1日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-6/20240329.html>

- ・日銀預け金を除外する時限的措置等に関するレバレッジ比率規制の見直しに伴う改正（4月1日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230609/20230609.html>

11. 金融庁業務支援統合システムの利用継続について

- 金融庁業務支援統合システムについては、現在、後継となる金融モニタリングシステム「FIMOS」（Financial Monitoring System）の開発を進めており、2024年5月7日からの稼働を予定しているとお伝えしていたところ。
- 足もとで、システムの修正作業に時間を要している中、決算期における金融機関等の利用環境に万全を期す観点から、当面現行システムの利用を継続し、計表提出等については現行の金融庁業務支援統合システムで受け付けることとしたい。
- FIMOS への切り替え時期については6月以降を予定しており、FIMOS 利用開始1ヵ月程度前を目途に改めて連絡する。

12. ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止について

- 全銀協 TIBOR 運営機関（JBATA）は、3月6日にユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議の結果を公表し、JBATA が算出・公表する金利指標のうち、ユーロ円 TIBOR の全テナー（1週間物、1か月

物、3 か月物、6 か月物、12 か月物) を 2024 年 12 月末で恒久的に公表停止することを決定した。

- 金融庁としては、これまで、ユーロ円 TIBOR 参照契約へのフォールバック条項の導入に向けた取組みが進められることを期待する旨のアナウンスや、遅くとも 2024 年 6 月末までにユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引を停止することを推奨する旨のアナウンスを行ってきた。
- また、今般の JBATA の決定を受けて、金融庁においても、ユーロ円 TIBOR の秩序ある公表停止に向けて市場参加者による適切な移行対応が進められることを期待する旨のアナウンスを行ったところ。
- ユーロ円 TIBOR 参照契約を有する金融機関においては、これまでの金融庁のアナウンス内容も踏まえながら、時間軸を意識した移行対応をしっかりと進めていただきたい。

(以 上)